

### 03 京都市中小事業者省エネモデル実施事業(省エネに係る委託事業)

- 京都市内の事業活動により排出される温室効果ガスの更なる削減を目指し、京都市内の事業所における、業種ごとに効果的な省エネ対策（設備改修等）に関するモデルを構築し、事業者団体等内にて普及拡大を行う受託候補者を募集するもの。
- 令和3年度から事業を実施。昨年度は3件選定。  
(詳細) <https://chiemori.jp/smart/support/y2022/r4-syouene.html>

#### 主な対象者

受託候補者は、以下の（1）、（2）及び（3）の条件を全て満たしている者

(1)	京都市内において、既に事業活動を営んでいる既築の工場、事業場、店舗等（以下、「事業所」という。）を有する以下の <u>中小企業者等、医療法人、社会福祉法人、学校法人</u> 等
(2)	以下に <u>該当しない者</u> ア 過去に「京都市中小事業者省エネモデル普及拡大事業」を受託したことのある団体等の所属中小企業者等。他
(3)	以下の <u>ア、イのいずれかに該当する者</u> ア 次に掲げるいずれかの組合・法人及び団体等のうち、 <u>京都市内に事業所を有する10以上の者</u> に対して、セミナー（オンライン含む）等にて省エネモデルの普及拡大ができる者。
	組合 中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合（連合会を含む。）他
	企業 等 中小企業者、法人等で構成され、定款、会則等において、共通の利益を増進するために設立したことが明らかである法人及び団体
イ 日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類（金属製品製造業など）における同一分類に属する者のうち、 <u>京都市内に事業所を有する10以上の者</u> に対して、セミナー（オンライン含む）等にて省エネモデルの普及拡大ができる者。	

### 03 省エネモデル実施事業・委託事業（募集期間・実施イメージ）

募集期間  
R4.4.25～  
R4.7.8

(審査会・選定  
7月下旬頃)

省エネモデルの構築に適当な自社の京都市内の事業所を1つ選定

選定した事業所で省エネモデル構築

省エネモデルの普及拡大に向け、組合や団体等へセミナー等を開催

Step①（事業所）省エネを実施する京都市内の事業所を選定

Step②（事業所）専門家による省エネ診断を受診

Step③（事業所）専門家と省エネ化に有用な措置を検討し、実証

Step④（事業所）実施した内容・結果・効果等を資料として取りまとめ、省エネモデルを構築

Step⑤（事業所・団体）京都市内に事業所を有する10者以上のもの（組合や団体等）に対して、省エネモデルの普及拡大に向けた活動（オンラインセミナーの開催等）を行う

専門家

伴走支援

知恵森

事業期間  
R5.3.10まで

# 03 省エネモデル実施事業・委託事業（業務内容等）

## 主な業務内容

### （1）省エネに繋がるモデル構築に向けた運営・診断・実証等

- 受託者は、既に事業活動を営んでいる自社の既築工場、事業場、店舗等（以下、「事業所」という。）の中から、省エネに繋がるモデル（省エネ診断、機器改修、運営改善等を行うモデル（以下、「省エネモデル」という。））の構築に適当と思われる京都市内の事業所を1つ選定する。
- 選定した京都市内の事業所において、専門家による省エネ診断を受診する。
- 診断結果を参考に、専門家とともに省エネ化に有用な措置を検討し、その効果について評価する。
- 可能な限り、その効果について実証（機器改修、運営改善等）する。  
(例) 照明をLED化する、空調を高効率な物に更新する など。
- 上記を踏まえ、実施した内容・結果・効果等を資料として取りまとめ、省エネモデルを構築する。

### （2）省エネモデル普及拡大の実施

- 京都市内に事業所を有する10以上の者に対して、取りまとめた資料を活用しながら、省エネモデルの普及拡大に向けた活動を行う（セミナー（オンライン含む）等を開催）。

### （3）その他、本業務に付随する業務

- 上記（1）で選定した京都市内の事業所においては、令和7年度までの間、2050京からCO2ゼロ条例（京都市地球温暖化対策条例）第45～47条に規定する「エネルギー消費量等報告書（※）」を京都市に提出する。

※ 年1回、電気・ガス等の年間消費量を報告いただく、A4用紙1枚程度の報告書です。

### 03 省エネモデル実施事業・委託事業（委託金額上限・計上できる経費等）

計上可能な経費

委託金額の上限：  
100万円（税込）

機器費以外の経費  
は、10/10計上可能

経費の区分	内 容
計測・診断費 (無料)	省エネモデルの構築及び検証に係る事業所で消費しているエネルギーの計測・診断に要する経費 (当法人からエネルギーの専門家を派遣するため無料)
設計費	省エネモデルの実証（機器改修等）に係る設計に要する経費
工事費	省エネモデルの実証に係る据付工事等に要する経費 (基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去処分費等)
会場費	省エネモデルの普及拡大に係る、セミナー等の開催に係る費用
謝金・旅費	省エネモデルの普及拡大に係る、セミナー等に出席する講師に係る費用
諸経費	周知広報等に係る印刷費、通信・運搬費、役務費、資料購入費
機器費 (上限：1/3)	省エネモデルの実証に必要な機器（LED照明器具、高効率空調機、制御ソフトウェア改修等）の購入に要する経費

※経費は、京都市内の事業所に対して実施する内容及び京都市内で実施される省エネモデル普及拡大に向けた活動など、京都市内での内容に限る（例えば、大阪で実施するセミナー等は対象外）。

# 03 省エネモデル実施事業・委託事業（応募書類・審査方法・事業完了後）

## 応募書類・審査方法

### (1) 提出書類

- ・応募申請書（様式1） 1部
- ・提案書（様式2） 1部
- ・会社概要（概要、活動内容、活動実績などが分かる資料） 7部
- ・その他必要な書類（登記事項証明書、納税証明書、誓約書（様式3）） 1部ずつ
- ・見積書（消費税は内書きで記載・様式4） 1部

### (2) 審査方法

- ・提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とします。
- ・提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とします。
- ・事業者選定にあたっては、企画提案書等の応募書類を元に総合的に審査して、当法人において決定します（書面審査）。

## 事業完了後

- (1) 事業完了時に、実績報告書を当法人に提出してください。  
(遅くとも令和5年3月10日（金）までに提出いただく必要があります。)
- (2) 実績報告書の提出後に、当法人の職員が事業実施場所に赴き、実地検査をします。
- (3) 実地検査後に支払額を確定し、お支払いします（精算払い）。

(詳細) <https://chiemori.jp/smart/support/y2022/r4-syouene.html>

### 03 省エネモデル実施事業・委託事業（京VER補助金との主な違い）

事業名	02京VER	03 市省エネモデル
種別	補助事業	委託事業
事業所の要件	京都府内（京都市内含む）	京都市内のみ
申請の下限額	<u>補助対象経費が150万円未満の内容は補助対象外である（サプライチェーン枠の場合は100万円未満）</u>	なし
補助金上限額・ 補助率 委託料上限額・ 計上率	上限800万（下限50万円） 1/3以内（サプライチェーン枠の場合1/2以内）	上限100万円（税込） 1/3以内（機器費） 10/10以内（機器費以外）
主な申請要件	補助対象経費100万円あたりの温室効果ガス排出量の削減効果が、 ・照 明： <u>6 t-CO2／年以上</u> ・照明以外： <u>3 t-CO2／年以上</u> 他	仕様書に記載の業務を実施 【主なもの】 <ul style="list-style-type: none"><li>専門家による省エネ診断の受診</li><li>設備の更新</li><li>更新いただいた内容を取りまとめ、セミナー等で普及拡大</li></ul>
〆切	2022年6月17日〆 (府の事前確認期限：6月8日〆)	2022年7月8日〆

予算要求中

(参考)【京都産業21様】中小企業緊急対応支援事業補助金  
 •補助金額：上限500万円 補助率：1/2以内  
<https://www.ki21.jp/kobo/r4/esp/index.html>